

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は三大都市の一つである名古屋市に隣接し、日常的に利用できる商業施設や交通手段が整った利便性の高いまちであり、コンパクトな市域の中で豊かな緑や自然にも恵まれ、住宅都市として発展してきた。昭和45年の市制施行当時に約33,600人であった人口は増加の一途をたどり、現在83,000人を超えたところから横ばいで推移しており、そのうちの就業者数（令和2年国勢調査：42,863人）は伸びを見せている。産業別の就業者割合は、第一次産業0.6%、第二次産業25.7%、第三次産業73.7%と、第一次産業が極めて少ないこと以外は全国的な傾向と同様、第二次産業から第三次産業への移行が徐々に進んでいる状況である。

本市の産業構造は、令和3年経済センサスによると、全2,548事業者のうち、卸売業・小売業が523事業者（20.5%）と最も多く、次いで医療・福祉サービス業329事業者（12.9%）、建設業300事業者（11.8%）、飲食サービス業259事業者（10.2%）、生活関連サービス業・娯楽業226事業者（8.9%）、製造業187事業者（7.3%）と続いており、典型的な住宅都市としての、生活に密着した商業・サービス業が産業の中核をなしている。近年は、市内に点在するスーパーマーケットやショッピングセンターのほか、幹線道路沿いのチェーン店やコンビニエンスストアの進出が著しく、従来からの小規模事業者にとっては深刻な問題である。

現在、市内の多くの中小企業者は、人手確保や後継者不足等の課題に直面しているだけでなく、特に製造業においては、長年使用された設備の老朽化により、労働生産性が伸び悩んでいる要因となっている。そして設備が古く、生産性が低い企業にはなかなか働き手も集まらない。こうした悪循環に陥ってしまうケースが散見され、このままでは地域の産業基盤が失われかねないことから、市内中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者がそれを引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは喫緊の課題である。また、令和2年から始まったコロナの影響は収束しつつあるものの、国際的なエネルギー価格上昇による物価上昇が継続しており、社会的に賃上げが求められている。今後も、市内中小企業者の生産性を向上させることによって、賃上げができる企業にしていくことも重要になっている。

(2) 目標

本市においては、平成30年12月21日に尾張旭市小規模企業・中小企業振興基本条例を制定し、小規模企業を含む中小企業者の振興に関する総合的な施策

を策定し、及び実施することを市の責務としている。

よって、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域産業の底上げが可能となる。

この中小企業者による先端設備等導入計画の作成に当たっては、現在も中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の作成について伴走型支援を行っている尾張旭市商工会のほか、地域における金融機関や税理士等の認定経営革新等支援機関のサポートが欠かせないものである。

そうした支援機関とも引き続き連携を図りながら、円滑な設備投資の促進に取り組む、先端設備等導入計画について年間10件程度認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

他の支援策を含め、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、商業・サービス業をはじめとする多様な業種によって成り立ち、地域経済を支えているため、できる限り広い範囲で事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な業種の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、幹線道路沿い及び名鉄瀬戸線駅周辺に商業系店舗が、また、矢田川周辺及び既存工業地域を中心に大規模工場が集積するほか、北部丘陵地を除き、コンパクトな市域の中で広範囲に分布しており、市内事業者の生産性の底上げを実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、商業、サービス業、建設業、製造業など多岐にわたり、多様な業種が本市の雇用や経済基盤を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画では、全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、設備導入に伴う人員増が、労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

先端設備等導入計画の認定に当たっては、必要に応じて追加書類の提出その他の手段を取ることができるものとするが、法令の範囲内において可能な限り簡素化に努め、小規模企業を含めた中小企業者に対する過度の負担とならないよう配慮する。

先端設備等を導入しようとする中小企業者に対しては、当該事業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。

先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に調査し、把握するとともに、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努める。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。